標柱四十一号から一七三度四九分二四秒
一・六六四メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一六六度五二分四七秒
一・八八一メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から三一一度九分八秒
五・二五八メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二一七度四三分二〇秒
一・八四二メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から三〇七度一九分三二秒
〇・九〇五メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二一七度一八分六秒
一〇・三二五メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二五〇度一〇分二八秒
一〇・三〇八メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から二三八度五一分四六秒
二〇・二〇七メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から二七六度〇分五六秒
九・七八一メートルの地点　五十号
標柱五十号から二〇二度二四分三七秒
一六・四九九メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から一八八度四四分五八秒
二〇・二五五メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から一九度二五分九秒
六・七〇〇メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から一九五度二〇分三一秒
一一・二八二メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から一四三度一七分二六秒
三・二八六メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二三三度一八分一五秒
九・〇九二メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から二〇七度二三分二八秒
二・七六〇メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から一一七度二三分五六秒
一・〇七六メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から二一五度四七分三六秒
一・二七七メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から二〇五度三四分六秒
一四・四四七メートルの地点　六十号
標柱六十号から一一度四八分四七秒
〇・九一八メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から二〇五度三九分五五秒
一二・七〇一メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から二〇六度九分三五秒
二・四〇二メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から二一〇度五七分一〇秒
一・七七七メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から二一七度四三分二三秒
〇・四三〇メートルの地点　六十五号

標柱六十五号から二四八度三分五七秒
一・九二二メートルの地点　六十六号
標柱六十六号から二二八度三五分三六秒
二・六六三メートルの地点　六十七号
標柱六十七号から二三七度二五分九秒
三・一二四メートルの地点　六十八号
標柱六十八号から二四二度一四分三六秒
一四・三〇一メートルの地点　六十九号
標柱六十九号から一五九度四分一秒
〇・九〇七メートルの地点　七十号
標柱七十号から二四一度四四分二八秒
一八・〇六五メートルの地点　七十一号
標柱七十一号から三二六度一四分一三秒
〇・二一八メートルの地点　七十二号
ロ　広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二六八度四一分一八秒
二二五・四六七メートルの地点　一号
標柱一号から六五度五六分三三秒
一〇・九四八メートルの地点　二号
標柱二号から八二度一四分二〇秒
二二・六二二メートルの地点　三号
標柱三号から三三九度六分三七秒
五五・六〇五メートルの地点　四号
標柱四号から二八六度三四分四六秒
六・〇九四メートルの地点　五号
標柱五号から二七一度四八分八秒
三・八一六メートルの地点　六号
標柱六号から二七度二七分六秒
一・五八八メートルの地点　七号
標柱七号から三四五度四六分〇秒
五・七一〇メートルの地点　八号
標柱八号から七一度三二分四秒
四・一三九メートルの地点　九号
標柱九号から三四三度四七分四八秒
四八・五三七メートルの地点　十号
標柱十号から三六度三六分五六秒
三八・六〇六メートルの地点　十一号
標柱十一号から一一〇度三一分二九秒
六五・七〇三メートルの地点　十二号
標柱十二号から一八九度三九分二九秒
六八・四八一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一八二度五七分二六秒
七八・六〇二メートルの地点　十四号
標柱十四号から二六六度一〇分一一秒
三六・七〇七メートルの地点　十五号

標柱十五号から三四九度三一分一〇秒
一四・八九二メートルの地点　十六号
標柱十六号から二八九度〇分三八秒
一〇・七〇二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一九二度三九分〇秒
六・七七六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二四五度五五分四二秒
二・二九二メートルの地点　十九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ミヤリ川右支渓一
砂防法第二条の土地の表示
(二)　広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三二二度三三分二一秒
五二四・五八五メートルの地点　一号
標柱一号から三一八度三五分一秒
一・七〇八メートルの地点　二号
標柱二号から三一八度二分二五秒
一・五四六メートルの地点　三号
標柱三号から三四度五二分三一秒
〇・六〇三メートルの地点　四号
標柱四号から三四度五一分一三秒
九・七六六メートルの地点　五号
標柱五号から六一度二四分四〇秒
一七・九五七メートルの地点　六号
標柱六号から八九度一三分一二秒
一三・五一七メートルの地点　七号
標柱七号から四六度一七分五九秒
一一・八四七メートルの地点　八号
標柱八号から一〇九度三三分一〇秒
九一・二五九メートルの地点　九号
標柱九号から一九八度五八分九秒
三三・五〇八メートルの地点　十号
標柱十号から二六七度一二分四二秒
八〇・一九五メートルの地点　十一号
標柱十一号から三〇五度三一分一二秒
一二・五一五メートルの地点　十二号
標柱十二号から三九度一六分三九秒
一〇・一五七メートルの地点　十三号
標柱十三号から二五八度一九分〇秒
一一・二四四メートルの地点　十四号
標柱十四号から二五三度八分五三秒
五・〇七一メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七〇度五〇分五九秒
二・〇二三メートルの地点　十六号

標柱十六号から三四三度四七分三二秒
一・九二〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から二度三五分三九秒
九・八九八メートルの地点　十八号
標柱十八号から二度二八分五三秒
〇・三〇〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から三五五度一〇分四五秒
〇・二五〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から一一三度四三分三八秒
〇・四七〇メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から七八度一分四〇秒
〇・四二四メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から六九度五八分二五秒
五・三〇六メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から五六度一分四八秒
三・六三三メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から五七度四七分二八秒
六・九五三メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から五八度一五分一六秒
二・〇一一メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から六四度二六分〇秒
一・〇二七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三〇一度四八分五秒
〇・三八七メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から七五度二二分一九秒
一・三三八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から七三度四九分二三秒
〇・四四一メートルの地点　三十号
標柱三十号から六四度二五分四六秒
〇・六四四メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から三三二度一一分五〇秒
六・三七六メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二八八度三九分二二秒
一・五五七メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四六度五九分六秒
一八・五六一メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三三一度二一分四九秒
〇・七〇五メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から三二七度五一分四八秒
〇・九七二メートルの地点　三十六号

〇国土交通省告示第七百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十四日

国土交通大臣　金子　一義